完全護憲の会ニュース 114 号

2023 年 6 月 10 日
発行：完全護憲の会
〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312
電話・FAX ：03-3772-5095
E メール：kanzengoken@gmail.com
ホームページ：https://kanzengoken.com/

目　次

第 109 回例会・勉強会の報告　P.1
別紙 1　事務局報告　P.2
別紙 2　政治の現況について　P.4
別紙 3　合田虎彦氏講演「日本国憲法と今の私たち」要旨　P.10

第 109 回例会・勉強会の報告

5 月 28 日、都内・新橋ばるーんで、第 109 回例会・勉強会を開催した（参加者 10 名・会員 78 名）。

例会は、川本氏を司会に、事務局報告を福田共同代表が行い＜別紙 1 ＞、政治の現況を草野委員が報告した＜別紙 2＞。今回の勉強会は、『非戦の国防論』の著者である合田寅彦氏を講師に招いて、講演会として開催した。

事務局報告では福田代表から、①来信 1 件、②冊子シリーズ№14「安倍政権の総括」の編集状況、③当会「提言」発信の取り組み、などの報告を受けた。

政治の現況報告では、草野委員から、「憲法記念日、『新たな戦前』止めよう、の大規模集会とデモ」「新型コロナ感染症、2 類から 5 類へ移行」「防衛産業強化法案が衆院可決。与党・維新・国民賛成、立憲も附帯決議含め賛成」「GX 推進法が成立、立憲も修正により賛成」「G 7 広島サミット開催、ウクライナ・ゼレンスキー大統領来日し会議に参加」「岸田内閣支持率 45%、前回から 9 ポイント上昇」などが報告された。

勉強会は、合田氏が「日本国憲法と今の私たち」をテーマに 1 時間を超えて講演を行い、約 50 分、参加者からの質疑に答えた。講演内容は、幼少期における戦争の記憶や敗戦後の世相を振り返りつつ、日本国憲法の国民主権・基本的人権・平和主義の三大原則に対する考え方を中心に、「日本は都市型の政治によって動かされている。狭い都市の 1 票と広大な地方の 1 票ではその重さが違う」「個人情報が独り歩きして、基本的人権が曲解されている」「ウクライナ戦争は東京大空襲を想像させる。重要なことは、国民の生命と財産を国家がいかに守るかということだ」など、多岐にわたるものであった。

※詳細な議事録は後日発表する予定である。

なお、6 月の勉強会のテーマは、政治の現況から選定する。

＜別紙 1＞　　事務局報告

1）来信

今こそ、停戦を！

――　2023 年 5 月広島に集まる G7 指導者におくる市民の宣言

発起人：伊勢崎賢治（国際政治学者）、和田春樹（歴史家）他 30 名

私たちは日本に生きる平和を望む市民です。

ウクライナ戦争はすでに一年続いています。この戦争はロシアのウクライナへの侵攻によって始まりました。ウクライナは国民をあげて抵抗戦を戦ってきましたが、いまや NATO 諸国が供与した兵器が戦場の趨勢を左右するにいたり、戦争は代理戦争の様相を呈しています。（中略）

朝鮮戦争は、参戦国米国が提案し、交戦支援国ソ連が同意したため、開戦一年と 15 日後に正式な停戦会談が始められました。ウクライナ戦争では開戦 5 日目にウクライナ、ロシア二国間の協議が始められ、ほぼ一カ月後にウクライナから停戦の条件が提案されるとロシア軍はキーウ方面から撤退しました。しかし、現実的な解決案を含むこの停戦協議は 4 月はじめに吹き飛ばされてしまい、戦争は本格化しました。以来残酷な戦争が続いてきたのです。開戦一年が経過した今こそ、ロシアとウクライナは、朝鮮戦争の前例にしたがって、即時停戦のために協議を再開すべきです。（中略）

ウクライナ戦争をヨーロッパの外に拡大することは断乎として防がなければなりません。私たちは東北アジア、東アジアの平和をあくまでも維持することを願います。この地域では、まず日本海（東海）を戦争の海にはしない、米朝戦争をおこさせない、さらに台湾をめぐり米中戦争をおこさせない、そう強く決意しています。（中略）

1946 年に制定した新憲法には、国際紛争の解決に武力による威嚇、武力の行使をもちいることを永久に放棄するとの第 9 条が含まれました。日本は朝鮮の独立を認め、中国から奪った台湾、満州を返したのです。だから、日本は北朝鮮、韓国、中国、台湾と二度と戦わないと誓っています。日本に生きる市民は日本海（東海）における戦争に参加せず、台湾をめぐる戦争にも参加することはなく、戦わないのです。

私たちは日本政府が G7 の意をうけて、ウクライナ戦争の停戦交渉をよびかけ、中国、インドとともに停戦交渉の仲裁国となることを願っています。（4 月 5 日）

2）当会のシリーズ 14 号

『安倍政権の総括』の構成（案）　　（6 月発行の予定）

＜経済＞アベノミクスは日本経済に「負の遺産」を残した／蜂谷隆

＜歴史＞歴史修正主義の 30 年―河野談話から安倍談話へ／稲田恭明

＜報道＞安倍政権の言論統制／稲田恭明

＜外交＞外交政策――対朝鮮半島政策を中心に／大畑龍次

＜内政＞強行採決などによる実質改憲と 6 度の国政選挙／福田玲三

＜疑惑＞政治の私物化と嘘の蔓延、その先にあった死／柳澤　修

年表：鹿島孝夫

3）提言：「9 条変えない　緊急事態条項 NO!」の国民投票運動

中央団体立ち上げと国民的護憲運動の展開を！

上記提言（当会ニュース 111 号既報）のチラシを作成。政党、マスコミ、関係団体の計 77 カ所に配送した。

4）5 月の勉強会

5 月の勉強会の講師に合田寅彦氏（『〝丸腰、国防論』、『非戦の国防論』の筆者）。演題は「私たちにとって国家とは何なのか――ウクライナ戦争を手掛かりに――」。＜別紙 3＞

5）当会 HP 会員ブログへの投稿

◇反戦・平和川柳 4 句　m@itta　（3 月 10 日）

・憲法が最後の砦落ち目国
・兵器でも輸出するのは平気だと
・税金で福祉教育夢の国
・守るのはクニではなくて命だよ

◇時事短歌 1 首　曲木草文　（5 月 13 日）

保守本流なきを憂う
・アベさんが乗り移ったかキシダさん顔引きつらせ軍拡改憲

6）集会の案内

◇ 週刊金曜日東京南部読者会

・6 月 2 3 日（金）18：00~20：30
・大田区消費者生活センター第 4 集会室（JR「蒲田駅」東口 5 分）

◇「新しい戦前にさせない」第 4 回シンポジウム――中国・朝鮮の脅威論を超えて

・6 月 29 日（木）14：30～　14：00 から衆院第 1 議員会館ロビーで入館カードを配布
・衆議院第 1 議員会館・地下 1 階・大会議室
・主催：共同テーブル　連絡先 090-6044-5729　石河康國
・申込先：E-mail：e43k12y@yahoo.co.jp　定員（250 名）になり次第締切り

◇ 関東大震災朝鮮人・中国人虐殺 100 年犠牲者追悼大会

・8 月 31 日（木）午後 6 時半
・文京シビックホール（文京区）
・主催：実行委員会　問い合わせは、村山首相談話の会 電話 090-8808-5000

6）当面の日程

第 109 回例会・勉強会	5 月 28 日(日)13:30～16:30	新橋ばるーん 205 学習室
第 111 回運営委員会	6 月 3 日(土)13:00～	三田いきいきプラザ講習室
第 110 回例会・勉強会	6 月 25 日(日)13:30～16:30	豊岡いきいきプラザ集会室 B
第 112 回運営委員会	7 月 1 日(土)13:00～	三田いきいきプラザ集会室 B
第 111 回例会・勉強会	7 月 23 日(日)13:30～16:30	三田いきいきプラザ集会室 B
第 113 回運営委員会	7 月 29 日(土)13:00～	三田いきいきプラザ講習室

＜別紙２＞　政治の現況について

（１）主なニュース一覧（2023/4/21－5/20）

＊原発政策の大転換、GX 脱炭素電源法案５本の「束ね法案」が衆院で可決（2023/4/27）
＊GX 推進法案、参院で修正可決。立憲も修正により賛成。衆院へ回付（2023/4/28）
＊憲法記念日、「『新たな戦前』止めよう」と大規模集会・デモ（2023/5/3）
＊新型コロナ感染症、２類から５類へ移行。インフルエンザ並みへ（2023/5/8）
＊防衛産業強化法案が衆院可決。与党・維新・国民賛成、立憲も附帯決議含め賛成（2023/5/9）
＊入管難民法改正案が衆院で可決（2023/5/9）
＊衆院憲法審査会 自民緊急時の議員任期延長主張、立民議論することに理解（2023/5/11）
＊75 歳医療保険料引き上げ法案が成立（2023/5/12）
＊GX 推進法が成立。衆院本会議で再可決（2023/5/12）
＊Ｇ７広島サミット（主要７カ国首脳会議）開催（2023/5/19～21）
＊ウクライナ・ゼレンスキー大統領来日。G7 広島会議に参加（2023/5/20）
＊G7 首脳会議、首脳声明発表（2023/5/20）

（２）新聞社説、ニュース記事（議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載）

① **東京新聞 TOKYO Web**　2023 年４月 28 日　　ニュース記事

原発政策の大転換なのに…拙速な審議、再生エネなど５本の「束ね法案」が衆院で可決

原発の 60 年超運転を可能にする束ね法案「GX（グリーントランスフォーメーション）脱炭素電源法案」が 27 日、衆院本会議で自民、公明、日本維新の会、国民民主党などの賛成多数で可決された。法案は原子力規制や再生可能エネルギーに関係する５本の法律をまとめて改正するもの。原子力政策の大転換となるのにもかかわらず、審議は不十分なまま１カ月足らずで衆院を通過した。参院で議論が深まるかも見通せない。（小野沢健太）

◆原発「60 年超運転」にも答弁あいまい

焦点となった原発の 60 年超運転。束ね法案のうち経済産業省が所管する電気事業法で、新たに運転期間の規定を定めた。「原則 40 年、最長 60 年」とする枠組みは維持した上で、再稼働審査や行政指導などによる停止期間を運転年数から除外、その期間分について 60 年を超えて運転ができることになる。どういうケースが除外に該当するのか。衆院経済産業委員会で質問が相次いだが、政府側はあいまいな答弁に終始した。

審査が長期化している原発のほとんどは、電力会社側の説明不足や資料不備が指摘されている。電力会社の能力不足で停止期間が長くなっても、将来的な運転期間が延びるのか。この疑問に、政府側は「具体的な運用は、法改正後に決める」「電力会社からの申請内容を踏まえ、個別に判断する」などと述べるにとどめた。

◆委員会の議論は 25 時間　課題の掘り下げは…

新制度では、延長運転の可否や期間は経産省が審査し認可するようになる。どのような基準で審査し、その過程は公開されるのかについても「今後の検討」とされた。

束ね法案になったことで再エネや廃炉、放射性廃棄物の最終処分など広い分野で多岐にわたる質問が出たが、経産委での議論は計７日間の 25 時間余り。一つ一つの課題を掘り下げることはなかった。

◆「法改正の中身を分かりにくくすることが本質」

原発の 60 年超運転のほか、原発活用による電力安定供給を「国の責務」と原子力基本法に明記するなど、東京電力福島第一原発事故後に抑制的だった原子力政策は、一気に推進へとかじを切る。昨年 7 月に岸田文雄首相が原子力政策で「政治決断」が必要な項目の検討を指示してからわずか 9 カ月で、参院での議論を残すだけになった。

17 日には、環境や法律の専門家ら 20 人が記者会見した。礒野弥生・東京経済大名誉教授は 5 本の法案を束ねた手法に対し「国民にとって法改正の中身を分かりにくくすることが、政府の意図の本質だ」と批判。「福島事故後、国民は原発推進に重きを置くことを納得していない。それなのに対話や議論することもなく、国民を無視して政策転換をする政府の姿勢は許されない」と憤った。

② **日本経済新聞** 2023 年 4 月 28 日　　ニュース記事

GX 推進法案、参院で修正可決　今国会で成立へ

脱炭素社会の実現に向けた GX（グリーントランスフォーメーション）推進法案が 28 日の参院本会議で、与党や日本維新の会、国民民主党などの賛成多数で修正可決した。参院で修正したため衆院に回付され、5 月の大型連休明けに成立する見通しだ。

10 年間で 20 兆円規模となる新しい国債「GX 経済移行債」を発行できるようにし、官民で 150 兆円超の投資をめざす。移行債の償還期間は 2050 年度までと定める。

企業による二酸化炭素(CO2)排出に金銭的負担を求めるカーボンプライシングを本格的に導入し、償還財源に充てる。

参院の審議で与党と立憲民主党、維新、国民民主各党が協議して法案を修正した。脱炭素社会の実現へ電気自動車（EV）などの新たな技術が普及すると、既存のメーカーなどで雇用が失われるとの不安がある。

このため法律が定める基本理念に、脱炭素社会への移行にあたり、産業に大きな影響を与えないよう「公正な移行」をめざすとの文言を加えた。

立民は衆院での審議で GX の推進には賛同するが「原発の新増設につながりかねない」との理由で反対した。27 日の参院経済産業委員会では「公正な移行」を加えた修正部分には賛成し、修正を除く原案には反対した。

③ **東京新聞 TOKYO Web** 2023 年 5 月 3 日　　ニュース記事

憲法記念日に護憲派、大規模デモで「『新たな戦前』止めよう」　岸田首相は「自衛隊明記、早期改憲へ」

日本国憲法は 3 日、施行から 76 年の憲法記念日を迎えた。岸田政権が敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有など安全保障政策を大きく転換する中、各地で集会が開かれ、護憲派は「憲法を無視している」と平和主義の形骸化を批判。対する岸田文雄首相（自民党総裁）は改憲派へのビデオメッセージで「憲法改正に向けた機運をこれまで以上に高めることが重要だ」と強調した。

護憲派は東京都江東区の有明防災公園で大規模集会を開催し、2 万 5000 人（主催者発表）が参加した。

「戦争させない・9 条壊すな！総がかり行動実行委員会」共同代表の高田健さんは「岸田政権は専守防衛を放棄し、敵基地攻撃能力保有など戦争準備をしている。任期中に改憲すると言っているが、絶対に止めないといけない」とアピール。室蘭工業大の清末愛砂教授（憲法学）は、敵基地攻撃能力を盛

り込んだ安保関連３文書について「憲法を無視し、解釈改憲で大軍拡の道を開いた。『新たな戦前』を避けるため、つながりの輪を広げよう」と呼びかけた。

一方、首相は東京都内で開かれた改憲派の集会に寄せたメッセージで、自民党が掲げる①自衛隊の明記②緊急事態条項③教育の充実④参院「合区」解消―の改憲 4 項目に触れて「いずれも極めて現代的な早期の実現が求められる課題」と訴えた。

自衛隊の明記に関しては「力による一方的な現状変更の試みの深刻化や、北朝鮮の度重なる弾道ミサイルの発射など、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中で、自衛隊を憲法にしっかりと位置付けることは極めて重要なことだ」と主張した。（加藤益丈、佐藤裕介）

④　朝日新聞 DIGITAL　2023 年 5 月 3 日　　ニュース記事

9 条「変える方が良い」37%、過去 2 番目の高さ　朝日郵送世論調査

3 日の憲法記念日を前に、朝日新聞社は憲法を中心に全国世論調査（郵送）を実施した。憲法 9 条を「変えるほうがよい」が 37%（昨年調査 33%）となり、2013 年に郵送調査を始めて以降、同年に次ぐ 2 番目の高さとなった。「変えないほうがよい」は 55%（同 59%）だった。

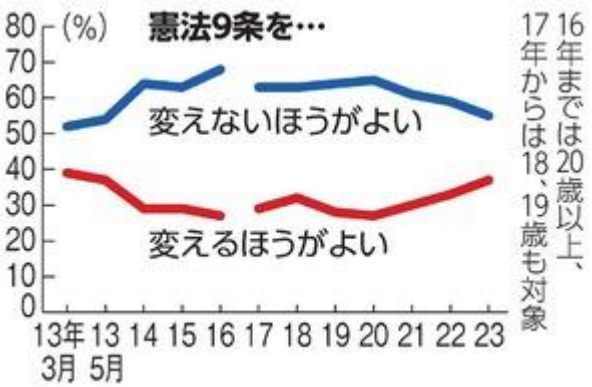

憲法 9 条については、条文を示した上で、賛否を聞いている。17 年から調査対象である有権者が 20 歳以上から 18 歳以上に変わったため単純な比較はできないが、「変えるほうがよい」の最多は第 2 次安倍晋三政権誕生後の 13 年 3 月の 39%だった。14 年からは 4 年連続で 3 割を切り、集団的自衛権の限定的な行使を認める「安全保障法制」成立後の 16 年には 27%と最少となった。18 年からは 30%前後で推移している。

今回「変えるほうがよい」と回答した人を男女別でみると、男性 46%、女性 28%と差があった。年代別でみると、最多は 60 代の 47%、最少は 18～29 歳の 28%、他の年代は 3 割台半ばだった。「今の憲法を変える必要がある」（全体の 52%）と回答した層では、憲法 9 条を「変えるほうがよい」は 61%、「変えないほうがよい」は 34%だった。

日本が防衛政策でとっている「専守防衛」の方針を今後も維持するべきか尋ねると「見直すべきだ」は 36%となり、18 年 25%、22 年 28%を上回った。「今後も維持するべきだ」は 59%だった。

相手の領域内のミサイル発射拠点などを直接攻撃する「敵基地攻撃能力（反撃能力）」保有の賛否を聞いたところ、「賛成」52%が「反対」40%を上回った。内閣不支持層でも「賛成」51%が「反対」43%を上回った。

台湾をめぐって、中国とアメリカの間で武力衝突が起きた場合、日本が巻き込まれる不安をどの程度感じるかを聞いたところ、「感じる」80%が「感じない」18%を大きく上回った。安全保障環境の変化が、有権者の安全保障観に影響を与えたとみられる。

調査は全国の有権者から 3 千人を選び、郵送法で 2 月末から 4 月中旬に実施した。有効回答は 1967 人、回収率は 66%だった。　（寺本大臓）

⑤　東京新聞 TOKYO Web　2023 年 5 月 8 日　　ニュース記事（共同通信）

新型コロナ、５類へ移行　有事から平時転換

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが８日、季節性インフルエンザと同じ「５類」へ移行した。政府対策本部も廃止。政府が一律に感染対策を求めるのではなく、個人や事業者の判断に委ねられる。３年以上にわたった新型コロナ対策は「有事」から「平時」の対応に大きく転換。ただ流行「第９波」が起こると懸念されており、感染拡大時に医療逼迫や死者の急増を招かないよう、政府には移行後も慎重なかじ取りが求められる。

世界保健機関（ＷＨＯ）は５日、緊急事態宣言の終了を発表。世界的にも対策緩和の方向性が明確となっている。

感染対策は、法に基づき行政が要請や関与をする仕組みから、個人の自主的な取り組みを基本とした考え方に変わる。政府は基本的対処方針を廃止。業種別ガイドラインもなくなり、事業者の判断に委ねられる。

外出自粛要請や濃厚接触者の特定は廃止。感染者数を毎日公表していたが、移行後は定点医療機関から１週間分の報告を取りまとめ、週に１回公表する。19 日に１回目の発表を予定している。

⑥　**産経新聞 THE SANKEI NEWS**　2022 年 5 月 9 日　　ニュース記事

入管法改正案、衆院通過　野党は参院に対案提出

外国人の送還や収容のルールを見直す入管難民法改正案が９日、衆院本会議で自民、公明、日本維新の会、国民民主各党などの賛成多数により可決された。参院に送付される。立憲民主、共産、れいわ新選組などは同日、難民の認定を行う第三者機関の設立などを盛り込んだ対案を参院に共同提出した。

法改正は、不法滞在などで強制退去を命じられても本国への送還を拒む外国人の長期収容を解消するのが狙い。

難民認定申請中に本国への強制送還が停止される回数を原則２回に制限し、３回目の申請以降は「難民認定すべき相当の理由」を示さなければ送還できるように条文を改正。これまでは原則、入管施設で収容してきた不法滞在者を施設外で処遇できる「監理措置」制度を創設する。

収容した場合は収容期間に上限は設けず、収容の必要性を３カ月ごとに見直す。送還を拒み、航空機内で暴れるなどの行為は刑事罰の対象とする。

戦争からの避難者など条約上の難民には該当せず、従来は法相の裁量で保護していた外国人に対し、「補完的保護対象者」として就労できる定住資格を与える制度も新設する。

衆院法務委員会の審議過程では、与党側が難民認定のための第三者機関設置の検討を付則に盛り込むなどの案を修正協議で示したが、立民は最終的に反対し協議は決裂。衆院で可決した改正案は、難民認定担当職員の研修規定創設など、維新の要望を反映させた小幅な修正にとどまった。

政府は令和３年の通常国会にも入管法の旧改正案を提出。名古屋出入国在留管理局で同３月、スリランカ国籍のウィシュマ・サンダマリさん＝当時（33）＝が死亡した問題を巡って与野党が対立し、廃案となっていた。

⑦　**東京新聞 TOKYO Web**　2022 年 5 月 9 日　　ニュース記事

防衛産業強化法案が衆院通過　与党と立民、維新など賛成　「究極の軍事企業支援策」と共産、れいわも反対

国内の防衛産業を維持するための防衛産業強化法案は 9 日、衆院本会議で与党などの賛成多数で可決され、衆院を通過した。共産、れいわ新選組の 2 党が反対した。事業継続が難しい防衛装備品製造企業の施設を国有化する措置を巡り、赤字事業に税金が使われ続けることなどへの懸念は払拭ふっし

ょくされないまま、議論は参院に移る。

防衛産業強化法案　国内の防衛産業の維持強化を目的に、製造工程の効率化や海外輸出に向けた助成金などの支援措置を明記。こうした支援を受けても事業継続が難しい場合には、企業の製造施設や土地を国が取得、保有できる規定を設けた。国有化後の管理運営は民間委託するが、維持管理費も国が負担する。事故や災害により損壊した施設や老朽施設を国が新増設することも想定している。

採決では与党だけでなく、岸田政権が進める防衛力強化に理解を示す日本維新の会や国民民主党も賛成。立憲民主党も、2 年以内に施行状況や課題について国会報告を促すことなどを盛り込んだ付帯決議案が衆院安全保障委員会で可決されたことを踏まえ、賛成に回った。

共産は、国有化により設備投資や維持管理費を負担せずに民間企業が事業を行えると指摘。「究極の軍事企業支援策だ。（戦前の旧陸海軍に直属し軍需品製造などを行った）工廠（こうしょう）の事実上の復活に道を開く」と訴えている。れいわも防衛企業への輸出支援に加え、政府の「防衛装備移転三原則」見直しで殺傷能力のある武器輸出が解禁されれば「日本が『死の商人』に変貌しかねない」との懸念を示している。

財政の専門家は、不採算事業に買い手が現れる保証はなく、国有化を長引かせないための出口戦略が欠けているため、慢性的な税金投入につながりかねないと問題点を指摘している。（川田篤志）

⑧　**東京新聞 TOKYO Web**　2022 年 5 月 11 日　　ニュース記事

参院の緊急集会巡り討議　自民は議員任期の延長規定を主張、立民も議論進めることに理解　衆院憲法審査会

衆院憲法審査会は 11 日、衆院解散後に緊急の問題が発生した際、参院が国会の権能を代行する「参院の緊急集会」について討議した。自民党は、緊急事態が長期間となる場合に備えて議員任期の延長規定が必要と主張。立憲民主党は、有識者の見解を聞くべきだとしつつも、議論を進めることに理解を示した。

自民の新藤義孝氏は、憲法 54 条 2 項の緊急集会で対応できるのが原則、内閣から示された案件に限られるとして「有事における二院制国会の機能維持を図るため、万全の措置を講ずるべきではないか」と述べた。公明党は、緊急集会で対応できる期間には限りがあると指摘。日本維新の会と国民民主党、無所属議員でつくる会派「有志の会」も、議員任期延長規定の必要性を訴えた。

一方、立民の奥野総一郎氏は、国政選挙の実施が困難と判断するに当たって、立法と司法を関与させるべきだと主張。その上で「国会機能を維持するための選択肢の一つとして議論を進めても良い」と語った。共産党の赤嶺政賢氏は「国民の参政権を奪う任期延長は、議会制民主主義の否定で、行うべきではない」と強調した。（佐藤裕介）

⑨　**東京新聞 TOKYO Web**　2023 年 5 月 12 日　　ニュース記事（共同通信）

75 歳医療保険料引き上げ　改正健保法が成立

改正健康保険法などのポイント

75 歳以上の公的医療保険料を 2024 年度から段階的に上げる健康保険法などの改正案が 12 日、参院本会議で自民、公明両党などの賛成多数で可決、成立した。約 4 割が引き上げ対象者となる。高齢化に伴う医療費増に対応するのが主な狙い。子どもを産んだ人に給付する「出産育児一時金」の財源にも充当する。

広く支え合う「全世代型社会保障」への改革の一環。窓口負担分を除く後期高齢者医療費の約 4 割

は現役世代の保険料で賄われ、こうした負担の緩和目的もある。地域医療充実へ「かかりつけ医」を制度化する。

保険料上げは、24 年度は年金収入が年 211 万円超の人に限り、25 年度に同 153 万円超に拡大。収入に応じた負担を求め、例えば同 200 万円の場合、25 年度に保険料が年 3900 円増える。

出産育児一時金は 4 月、42 万円から 50 万円に増額した。現在は主に現役世代の保険料が原資だ。

⑩　**時事通信**　2022 年 5 月 19 日　　ニュース記事

ロシアの核威嚇・使用「許さず」　サミット開幕、対中・AI 議論　ゼレンスキー氏、20 日にも来日

先進 7 カ国首脳会議（G7 広島サミット）は 19 日開幕し、広島市内のホテルで討議を行った。

ウクライナ侵攻を続けるロシアに対し、核兵器の威嚇や使用は「許されない」と明記した首脳声明を発表。威圧的な動きを強める中国への対応や核軍縮、人工知能（AI）についても議論する。日本政府関係者によると、ウクライナのゼレンスキー大統領が 20 日にも来日し、21 日に対面出席する。

首相は討議の冒頭、「分断と対立ではなく、協調の国際社会実現への貢献を打ち出す」と指摘。法の支配に基づく国際秩序維持の重要性と、新興・途上国「グローバルサウス」への関与強化を世界に発信する意向を示した。

最重要課題であるウクライナ情勢に関する首脳声明は、ロシアを「最も強い言葉で非難」し、即時、完全かつ無条件の撤退を要求。対ロ制裁の強化とウクライナ支援の継続で一致した。ロシアに武器を供給する第三者を阻止するための連携強化も盛り込んだ。

核軍縮に関し、首相は自ら提唱した「ヒロシマ・アクション・プラン」を説明。核兵器の不使用継続や各国指導者の被爆地訪問の意義について各首脳の理解を得て、ライフワークとする「核兵器のない世界」実現へ機運を醸成したい考えだ。

一方、各首脳は対話型 AI「チャット GPT」に代表される生成 AI を巡り、国際的なルール作りなどを議論する枠組み「広島 AI プロセス」創設で合意する。

討議に先立ち、首相は広島市の平和記念公園でバイデン米大統領らを出迎えた。初めて G7 首脳がそろって平和記念資料館（原爆資料館）を視察し、被爆者とも面会した。20 日は韓国、インドをはじめとする招待国首脳を交えて食料問題などを協議。21 日に首脳声明を採択して閉幕する。首相はゼレンスキー氏との個別会談も調整している。

⑪　**毎日新聞**　2022 年 5 月 21 日　　ニュース記事

岸田内閣支持率 45%　前回から 9 ポイント上昇　毎日新聞世論調査

毎日新聞は 20、21 の両日、全国世論調査を実施した。岸田内閣の支持率は 45%で、4 月 15、16 日実施の前回調査（36%）から 9 ポイント上昇した。不支持率は 46%で、前回調査（56%）比 10 ポイント下落。支持率と不支持率が拮抗（きっこう）した。拮抗するのは、支持率が不支持率を下回った 2022 年 8 月調査以降で初めて。

広島で 19～21 日に開かれた主要 7 カ国首脳会議（G7 サミット）で各国首脳が平和記念公園を訪れたことについて「評価する」が 85%を占めた。「評価しない」は 9%、「わからない」は 6%だった。

広島サミットに関心があるかとの質問では、「関心がある」が 70%で、「関心はない」は 17%、「どちらとも言えない」は 13%だった。

政党支持率は、自民党 28%（前回 25%）▽日本維新の会 17%（同 15%）▽立憲民主党 9%（同 11%）▽共産党 6%（同 5%）▽公明党 4%（同 4%）れいわ新選組 4%（同 4%）▽国民民主党 3%（同 4%）

――などで、「支持政党はない」と答えた無党派層は 24%（同 25%）だった。

調査は、携帯電話のショートメッセージ（SMS）機能を使う方式と、固定電話で自動音声の質問に答えてもらう方式を組み合わせ、携帯 528 件・固定 525 件の有効回答を得た。（樋口淳也）

＜別紙 3＞　合田虎彦氏講演「日本国憲法と今の私たち」要旨

2023.05.28

〇幼少期の記憶と体験

昭和 13 年生まれで、終戦の 20 年に都内中野区の小学校入学。4 月の入学時は天皇・皇后の写真と教育勅語があったが、8 月 15 日敗戦以降は全く違う社会が到来した。そういう意味で、昭和 13 年生まれは特殊な世代かも知れず、『昭和 13 年生まれ』というこの年に生まれた有名人を特集した本が出版され、今もその一冊が手元にある。

昭和 19 年頃の幼少の戦時中、私は戦争の絵をよく描いていたようで、それを母親が画集として整理して大事に保存しており、本日は皆さんに見てもらおうと持参した。幼いながらも、子供の視点から見た戦争の記録（飛行機や戦艦など）が描いてある。

終戦後は、共産党員の人が身近にいたりして、「ソ連は我が祖国」などという人もいた。今ではおかしな話だが、スターリンの誕生日に「スターリン祭」をやっていたこともあった。

〇中学・高校生時代の学校の雰囲気

記憶にあるのは、原水禁の署名運動。何をやっても教師などから怒られることはなく、開放的で自由な雰囲気があった。生徒が皆、誰でも何でも言えた時代で、学内で教師に原水禁の署名をお願いできるような時代であった。

〇現在の若者への危惧

今のスマホ世代の若者は、自分の好きな情報を支えにしているようだが、彼らに何をどうやって伝えていったらいいかわからない。しかし、世代間の断絶を非難するのではなく、何かに繋げていかなければならない。

〇日本国憲法の三大原則の捉え方

1）国民主権

人口割り振りの定数で参議院に島根・鳥取、徳島・高知の合区ができた。これはおかしいと思っている。ただ人口のみで単純に定数を割り振って、必死に農業生産している人たちの存在価値を低めていくことが果たして国民主権上いいのか。

一つの提案として、その土地に 10 年住んで初めて投票権を得る、都会に引っ越しても 10 年間は前の選挙区で投票する制度の創設を考えてはどうか。その方が現状の諸問題、例えば食料自給率を上げることなどが実現するのではないかと考える。

2）基本的人権

個人情報保護の過剰な対応が、個人の名前・住所・顔を隠してしまい、基本的人権が曲解されているのが今の日本の社会ではないかと感じる。個人情報保護法を拡大解釈して、何から何まで「個人情報だからダメ」の社会になり、市民が個性の無いのっぺらぼうな存在になり、基本的人権を主張すべき市民の顔が隠されてしまっている。そして誰も責任をとらない社会が広がっている。

コロナ禍でマスクが常態化し、コロナ感染が収束してもマスクを取らず、一層顔が見えなくなった。

3）平和主義

ウクライナ戦争はロシアによる侵攻であることは間違いないが、それ以前、ドンバスで内戦が続いていた。ミンスク合意も破綻していた。そうした火種があったことが原因だ。ゼレンスキーは西側に支援を求めて、多大な犠牲を払って戦争を遂行しているが、国の指導者の最大の責務は国民の生命と財産を守ることである。

今の時代、たとえ降伏したとしても国民が戦勝国から奴隷的な扱いを受けることはないはずだ。日本を顧みれば、米欧一辺倒の対応で軍事費増強、敵基地攻撃能力保有という方向に進んで、平和主義とは逆方向となっている。日本が大陸から攻められたのは元寇の来襲以降ない。むしろ歴史的には、日本が侵略してきた。

尖閣にしろ北方領土にしろ、もっと別の解決策、例えば共同管理などを外交で提案すればよい。北朝鮮には米を送って日朝の関係を改善すれば、日本の米農業の復活も期待できることになる。

尖閣や北方領土の問題で戦争になったら、その島だけの問題ではなくなり、それこそ国と国との勝った負けたの全面戦争となることは必然だ。そんな戦争をしたいと思う日本人は、政治家や軍関係者の一部以外はいない。

『非戦の国防論』という本を書いて、野党の政治家全員に送ったが、反応が全くない。返事が全く来ない。野党の政治家を含め、「素人は黙っていろ、政治家に任せろ」という考えなのか。

日本の安全保障は、専守防衛や敵基地攻撃を論ずるよりも、憲法 9 条の理念を守り平和外交をやっていくしかないのだ。

合田寅彦氏略歴

1938 年生まれ。東京都出身。北海道大学農学部卒。北海道立阿寒高等学校教諭の後、講談社出版研究所で百科事典の編纂および『現代囲碁大系　全 48 巻』など囲碁書籍の企画編集に携わる。1983 年帰農。後年、企画・編集「ゆう出版」を立ち上げる。日本有機農業研究会会員。「NPO 囲碁国際交流の会」理事。著書に『非戦の国防論 憲法 9 条を活かした安全保障戦略』（2021 年・あけび書房）、『筑波山麓ムラ暮らし』（1991 年・JICC 出版局）などがある。

◆当会への入会ご案内（会費は無料）　　参照：https://kanzengoken.com/?page_id=6402

「完全護憲の会」入会申込書　　No.

氏　　名	
ふ　り　が　な	
入 会 年 月 日	２０　　年　　月　　日
メールアドレス	
住　　所	〒
電　話　番　号	
入会金（1000 円）	□支払い済み　　□未払い

目次に戻る